

第10次 能登町高齢者保健福祉計画
第9期 能登町介護保険事業計画



健康で心に豊かさを持てる人づくり

高齢者が元気に暮らせる
高齢者福祉の向上

令和6年3月
能登町

はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、御遺族にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、個人の支援も含め、たくさんの支援物資、そして救急、救助、避難所運営等を行う職員の派遣など、思いやりと支え合いの心で多岐にわたる御支援をいただいていることに対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設された介護保険制度は20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。能登町においては、平成28年度を境に高齢者数は減少していますが、高齢化率は増加しており、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上（後期高齢者）となる令和7年には50%を超えると推計されています。介護保険制度においてはその令和7年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を各地域の実情に応じて深化・推進してきたところです。

平成26年には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等に関する法律により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところです。

また、平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支

援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

令和7年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。

75歳以上人口は令和37年まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上の人口は令和17年頃まで、75歳以上から85歳未満の人口を上回る勢いで増加し、令和42年頃まで増加傾向が見込まれます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もありますが、都市部を中心に令和22年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なります。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在します。

こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まります。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要です。

こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、第9期（令和6年度から令和8年度まで）の「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護サービス等を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とします。

この新たな計画のもと、高齢者が住み慣れた地域社会で積極的に活躍、社会参加し、地域全体で見守り、支援していく社会の実現を目指してまいりたく、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画策定のため多大なご協力ご指導いただきました関係各位をはじめ、ご意見をお寄せいただきました皆様方に深く御礼申し上げます。

令和6年3月

能登町長 大森 凡世

目 次

第1章 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

【国が示す基本的事項】

1. 老人福祉事業の推進-----	1
①基本指針との関係	
②地域包括ケアシステムの推進に向けた基盤の整備	
③地域共生社会に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの整備	
④介護保険事業の対象外のサービスに係る事業	
⑤計画期間等	
⑥広域連合又は一部事務組合の構成市町村が 老人福祉計画を作成する際の留意事項	
⑦留意事項	
2. 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現-----	3
①自立支援、介護予防・重症化予防の推進	
②介護給付等対象サービスの充実・強化	
③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	
④日常生活を支援する体制の整備	
⑤高齢者の住まいの安定的な確保	
3. 中長期的な目標-----	6
4. 医療計画との整合性の確保-----	7
5. 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進-----	7
6. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 及び介護現場の生産性の向上の推進等-----	8
7. 介護に取り組む家族等への支援の充実-----	10
8. 認知症施策の推進-----	10
①普及啓発・本人発信支援	
②予防	
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	
④認知症バリアフリーの推進 ・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	
⑤研究開発・産業促進・国際展開	
9. 高齢者虐待防止対策の推進-----	12
①高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化	
②養護者による高齢者虐待への対応強化	
③養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化	
10. 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進-----	12
11. 介護サービス情報の公表-----	13
12. 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等-----	13
13. 効果的・効率的な介護給付の推進-----	13
14. 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間 及び市町村相互間の連携-----	14

15. 介護保険制度の立案及び運用に関する	
	P D C Aサイクルの推進----- 15
16. 保険者機能強化推進交付金等の活用-----	15
17. 災害や感染症対策に係る体制整備-----	16

第10次高齢者保健福祉計画	
・第9期介護保険事業計画の基本理念及び目標-----	17

第2章 計画の策定に関する事項

I. 計画の作成に関する基本的事項-----	19
1. 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に 応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等----	19
2. 要介護者等の実態の把握等-----	21
(一) 能登町における被保険者の現状と見込み-----	21
(二) 老人福祉事業や保険給付、地域支援事業の実態把握と分析----	25
・老人福祉事業-----	26
・介護保険事業-----	28
・地域支援事業-----	33
(I) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)-----	33
(1) 介護予防・生活支援サービス事業-----	33
(2) 一般介護予防事業-----	33
(II) 包括的支援事業-----	37
(III) 任意事業-----	40
(三) 調査の実施-----	45
(四) 地域ケア会議等における課題の検討-----	45
3. 介護保険事業計画の作成のための体制の整備-----	45
(1) 関係部局相互間の連携-----	46
(2) 介護保険事業計画等策定委員会等の開催-----	46
(3) 被保険者等の意見の反映-----	46
(4) 都道府県との連携-----	46
4. 中長期的な推計及び第9期の目標-----	47
(1) 中長期的な推計-----	47
(2) 第9期の目標-----	47
5. 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表-----	48
6. 日常生活圏域の設定-----	48
(1) 基本的な考え方-----	48
(2) 生活圏域ごとの特徴-----	48
7. 他の計画との関係-----	49
8. 計画期間と策定の時期、公表-----	50
・計画期間と策定の時期-----	50
・公表と地域包括ケアシステムの普及啓発-----	51
II. 計画の基本的記載事項-----	52

1. 日常生活圏域-----	52
2. 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み-----	53
(一) 各年度における老人福祉サービスの種類ごとの量の見込み-----	53
(二) 各年度における介護給付・予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み-----	55
・居宅サービス（介護予防サービス）の状況及び各年度の目標量-----	56
・地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の状況及び各年度の目標量-----	58
・施設サービスの状況及び各年度の目標量-----	59
・居宅介護支援・介護予防支援の状況及び各年度の目標量-----	60
・保険事業の健全な運営-----	60
・保健医療福祉施設の整備状況-----	61
3. 各年度における地域支援事業の量の見込み-----	62
(一) 各年度における介護予防	
・日常生活支援総合事業（総合事業）の量の見込み-----	64
（Ⅰ）介護予防・生活支援サービス事業-----	64
（Ⅱ）一般介護予防事業-----	65
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み-----	67
(三) 任意事業の事業量の見込み-----	69
4. 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の予防及び介護給付の適正化への取組及び目標設定-----	71
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定-----	71
《リハビリテーションサービス提供体制の構築について》-----	71
(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定-----	74
Ⅲ. 計画の任意記載事項-----	76
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進のため	
重点的に取り込むことが必要な事項-----	76
(一) 在宅医療・介護連携の推進-----	76
(二) 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施-----	77
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進-----	77
(四) 地域ケア会議の推進-----	78
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携-----	78
2. 各年度における介護給付費等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策----	79

(一) 関係者の意見の反映-----	80
(二) 公募及び協議による事業者の指定-----	80
(三) 都道府県が行う事業者の指定への関与-----	80
3. 各年度における地域支援事業に要する費用の額 及びその見込量の確保のための方策-----	80
(一) 地域支援事業に要する費用の額-----	80
(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、 その他の生活支援サービスの種類ごとの 見込量確保のための方策-----	81
(三) 地域支援事業及び予防給付の実施による 介護予防の達成状況の点検及び評価-----	81
(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価-----	81
4. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 及び介護現場の生産性の向上の推進等-----	81
5. 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の 円滑な提供を図るための事業等に関する事項-----	84
(一) 介護給付等対象サービス-----	84
(二) 総合事業-----	85
(三) 地域包括支援センターの設置、 適切な運営及び評価並びに体制の強化-----	86
(四) 高齢者虐待防止対策の推進-----	87
6. 認知症施策の推進-----	88
(一) 普及啓発・本人発信支援-----	88
(二) 予防-----	88
(三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援-----	89
(四) 認知症バリアフリーの推進 ・若年性認知症の人への支援・社会参加支援-----	89
7. 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の 入居定員総数-----	90
8. 地域包括支援センター及び 生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項-----	90
9. 独自事業に関する事項-----	91
(一) 保健福祉事業に関する事項-----	91
(二) 特別給付に関する事項-----	91
(三) 一般会計に関する事項-----	91
10. 災害に対する備えの検討-----	91
11. 感染症に対する備えの検討-----	92
12. 介護保険制度改正に関する事項について-----	93
能登町日常生活圏ニーズ調査の集計結果 及び在宅介護実態調査の集計結果について-----	94

第1章

サービス提供体制の確保
及び事業実施に関する基本的事項